事 務 連 絡 令和 2 年 1 0 月 7 日

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

総合支援資金の特例貸付等を踏まえた自立相談支援機関等の体制強化について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援を強化するため、これまで、令和2年度第2次補正予算等により、自立相談支援員の加配等のための予算措置を行うなど、財政支援の強化を進めてきました。

総合支援資金の特例貸付については、3ヶ月を超える貸付について、自立相談支援機関の支援を受けることを要件とするなど、貸付を受けている方の自立相談支援の強化を進める必要があるところ、自立相談支援機関においては、主に都市部において、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態があります。

令和2年度第2次補正予算等については、一次協議を終えているところですが、今後、10月中を 目途として二次協議を募集する予定です。

各自治体におかれましては、下記の点にご留意いただき、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている自立相談支援機関の体制強化等を検討していただくとともに、国庫補助を積極的にご活用ください。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

- 1. 自立相談支援機関の体制強化のための各窓口状況の把握
  - 自立相談支援機関においては、総合支援資金の特例貸付の3ヶ月を超える貸付において、自立相 談支援機関の支援を受けることを要件としていることや、住居確保給付金のニーズが広がっていること により、主に都市部において、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態がある。
  - 各自治体においては、次の観点で、委託先法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、2に示す 各補助事業の活用や、3に示す業務の効率的な実施のための支援を行っていただきたい。
    - 相談員等の時間外労働が過重となっていないか
    - ・ 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払いにおいて、委託料に不足が生じていないか
    - 相談員等の健康状態に問題はないか
    - 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
    - その他、窓口において苦慮していることはないか
- 2. 自立相談支援機関の体制強化のための各補助事業の活用(再周知)
  - 自立相談支援機関の体制強化については、令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関 等の強化事業を含む、以下の各補助事業の活用が可能であるので、1で把握した各窓口の状況を踏 まえ、積極的な活用をお願いする。
    - ア 令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の強化事業

第2次補正予算に盛り込んだ自立相談支援機関等の強化事業は、新型コロナウイルス感染症の 影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている中、各地域の課題を踏まえて、 自立相談支援機関の人員体制や環境の整備等を行うものであり、具体的には、

- ・ 既に自立相談支援機関に配置されている主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等とは別途、 相談員等を加配すること等により自立相談支援体制を強化すること
- ・ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、支給対象が拡大された住居確保給 付金について、滞りなく申請処理を行えるよう、事務職員を配置するなどして、事務処理体制を強 化すること
- ・ 外国籍の方への支援を強化するため、多言語対応のための機器購入、通訳配置、各種案内・ 資料の外国語翻訳等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施 等に活用が可能である。

なお、本事業は国庫負担3/4としているが、地方負担分1/4については、第2次補正予算で計上している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能である。

イ 自立相談支援事業(負担金)の国庫負担上限額を超える場合の個別協議の活用

自立相談支援事業においては、各自治体の人口規模等により定めた国庫負担基準額を上限額として、国庫負担を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人員体制等の強化を行うために、国庫負担上限額を超える国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める取扱としていること。(交付方針 001-(6))

なお、電話でのやりとりを進めるため、例えば、電話回線を増設する、携帯電話を契約するといった場合の費用についても、国庫負担金の対象となること。

ウ アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業(補助金)の実施における任意事業の実 施要件を満たさない場合における個別協議の活用

令和2年度より新たに創設した、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業については、定額10/10補助により、アウトリーチ支援員を配置し、アウトリーチの充実や土日祝日や時間外の相談の実施等相談へのアクセス向上等の取組を実施することを可能としている。この事業は、実施の要件として、原則、

- ・ 今年度において、当該実施主体である都道府県等が就労準備支援事業及び家計改善支援事業 を実施すること
- ・ ただし、本事業開始前年度の1月1日時点で人口が2万人未満の都道府県等にあっては、次年度 以降、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施(必要な財政措置を含む。)予定であるこ と(就労準備支援事業及び家計改善支援事業のいずれも実施していない場合は、いずれか一方 の事業の実施でも可)をもって実施の要件を満たすこととすること

としているが、これにより難い場合には、別途、個別協議に応ずることとしており、上記要件を満たしていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当該事業を活用して体制強化を行う場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める取扱としていること。(交付方針 109-(5)①)

なお、本事業においても、イにより増設した電話回線等を活用して時間外対応を行う場合等であって、 一定の要件を満たす場合には補助の対象となる場合があること。

#### 3. 自立相談支援の効率的な実施

- 人員の加配如何によらず、自立相談支援の効率的な実施のため、これまで、以下の取扱を示しているので、再度確認の上、必要な業務の見直しを行っていただきたい。
  - ア 総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付については、自立相談支援機関による支援を受けることが要件となっているが、
    - 必ずしも個別支援計画の作成までは求めていない。
    - ・ 相談支援は、電話・書面(郵送)・メール等により、借受人から報告を受け、助言を行うなど簡易な 支援であっても差し支えない

等の取扱としていること。

- イ 緊急小口資金等の特例貸付の10月以降の申請にかかる自立相談支援機関の関与については、 償還開始までに支援を行うこととしており、必ずしも貸付決定時に相談支援を行う必要はないこと。
- 住居確保給付金の申請受付や給付の事務については、従来、自立相談支援機関において対応していたところ、住居確保給付金の申請状況を踏まえ、自立相談支援機関が相談支援業務に注力できるよう、市等の本庁に業務を移す等の工夫を行っている自治体があるので、自立相談支援機関が住居確保給付金の事務処理を行っている自治体においては、参考として、業務の見直しを検討していただきたい。
- なお、外国籍の方への円滑な相談支援に資するよう、今後、現場で活用可能な多言語パンフレットを 作成する予定であり、完成し次第、情報提供する予定である。

以上

# 自立相談支援機関等の強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 令和2年度第2次補正予算案に計上した自立相談支援機関等の強化事業や、令和2年度当初予算に計上されているアウトリーチ等の充実 に関する事業等を通じて、生活困窮者の自立支援体制を強化する。

## 自立相談支援機関

## これまでの予算措置(令和2年度当初予算)

### 【自立相談支援事業】

○ 予算額 : 約487億円の内数(負担金)

○ 補助率 : 3/4

○ 配置職員 : ・ 主任相談支援員

• 相談支援員

・就労支援員等

○ 柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人員 体制等の強化を行うために、国庫負担上限額を超え る国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた 上で、これを認める

### 【アウトリーチ支援員】

○ 予算額 : 約32億円の内数(補助金)

○ 補助率 : 定額10/10

( 柔軟な対応

基本的に、就労準備支援事業等の実施を要件としているが、これが難しい場合には、個別協議により国庫補助を認める。

## 新たな予算措置(令和2年度第2次補正予算)

○ 予算額 : 約60億円の内数(補助金)

○ 補助率 : 3/4※

○ 補助対象

各自治体において、それぞれの課題を踏まえ、自立相談支援等 に関する必要な強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
- ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
- ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の 相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に 対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円 滑な事務処理体制の強化
- ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、 関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方 への生活困窮者自立支援の実施
- 8 その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

※ 地方負担分1/4については、第2次補正予算で計上している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能。 (「令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化等の地方負担分にかかる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について」(令和2年6月24日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡))